

## 総合評価方式における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る現場見学会開催の取扱い（試行）

滋賀県土木交通部（出先機関を含む）が発注する総合評価方式（工事）における現場見学会の開催については、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、以下のとおり試行的に取り扱うこととします。

### ■現場見学会の開催の取扱い（試行）

- ①現場見学会は、現地での見学会またはリモート方式（※）により実施する。
- ②具体的な開催方法に関しては、施工計画書や打合せ簿により事前に発注者が確認するものとする。
- ③参加者に対し、発注者が指定するアンケートを実施する。（リモート方式版あり）
- ④受注者の責めにより現場見学会が開催できなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により参加者の確保ができなかったなど受注者の責めによらず、工事完了までに現場見学会が開催できなかった場合は、成績評定において減点措置を行わない。

- ※・工事現場の様子を映像で視聴する（学校などに集まる方法や自宅などで個別に参加する方法）
- ・必ずしも工事現場のライブ配信を行う必要はない。
  - ・事前に工事現場を撮影した映像を活用しても良いが、写真や図面のみによる工事現場の説明は不可とする。
  - ・インターネット動画の一方向的な配信は不可とする。